

# 愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会について

## 1 「障害者差別解消支援地域協議会」とは

本年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（参考資料1）に基づき、地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談及び相談事例に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別解消のための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織する。

## 2 本県における対応

- 法では、国・都道府県・市町村で任意設置とされているが、本県では「愛知県障害者差別解消推進条例」（参考資料2）において、その設置を義務付けている。
- 国は、障害者虐待防止連携会議等の既設の会議を活用することも例示として挙げていることから、本県では、国が示す協議会の構成機関の多くが構成員となっている「愛知県障害者虐待防止連携会議」※を拡充して「愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会」として設置する。

なお、法施行後は、同法に基づく障害者差別解消支援地域協議会として位置付ける。

※障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及び支援に関する地域の関係機関等における協力体制の整備・充実を図ることを目的として、平成24年8月に設置した会議（年2回開催）

### 3 協議会の概要

#### ○ 構成員 32機関

新たに加わった6機関：

県保健所の代表、県精神保健福祉センター、県民生活部県民生活課、  
名古屋法務局、愛知県経営者協会、愛知県弁護士会

#### ○ 座長

愛知県健康福祉部次長

#### ○ 協議内容

「障害者虐待防止の推進」（従前どおり）

- ・ 障害者虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応及び支援に関すること
- ・ 障害者虐待防止に関する関係機関等による推進体制整備に関すること

「障害者差別解消の推進」（新規）

- ・ 障害者差別解消に関する関係機関等による推進体制整備に関すること
- ・ 障害者差別に関する事案の情報共有及び構成機関等への提言に関すること
- ・ 市町村から情報提供のあった事案又は協力を求められた事案への対応に係る協議に関すること

#### ○ 会議の公開・非公開

原則として公開

#### ○ 個人情報の保護

協議会の出席者は、相談者、被虐待者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

#### ○ 開催要綱等

別紙「愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会要綱」のとおり

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

（障害者差別解消支援地域協議会）

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第 2 項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第 18 条 協議会は、前条第 1 項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第 2 項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 20 条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）

（協議会）

第 11 条 医療、介護、教育その他の障害者の自立及び社会参加に関する分野の事務に従事する県の関係機関は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、協議会を組織するものとする。

2 前項の協議会を組織する県の関係機関は、必要があると認めるときは、当該協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験のある者

三 その他当該県の関係機関が必要と認める者

3 第 1 項の協議会は、法第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。